

ワーキング・ホリデー制度に関する日本国政府とラトビア共和国政府との間の協定

日本国政府及びラトビア共和国政府（以下「両締約国政府」と総称し、個別に「締約国政府」という。）は、

両国間の一層緊密な協力関係を促進するとの精神の下に、

両国間の相互理解を促進することを目的として、それぞれの国民、特に青少年に対し、他方の国の文化及び一般的な生活様式を正当に理解するための一層広範な機会を提供することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

- 1 日本国政府は、ラトビア共和国に居住するラトビア共和国の国民に対し、当該ラトビア共和国の国民が次に掲げる要件を全て満たすときは、ワーキング・ホリデー査証を無償で発給する。
 - (a) 主として休暇を過ごすために日本国に入国する意図を有すること。
 - (b) ワーキング・ホリデー査証の申請時の年齢が十八歳以上三十歳以下であること。

- (c) 被扶養者（日本国政府が発給したワーキング・ホリデー査証その他の査証を所持する被扶養者を除く。）を同伴しないこと。
 - (d) 有効な旅券及び帰国のための旅行切符又は当該旅行切符を購入するための十分な資金を所持すること。
 - (e) 日本国における滞在の当初の期間に生計を維持するための相当な資金を所持すること。
 - (f) 滞在終了時に日本国を出国する意図を有すること及び滞在する間に在留資格を変更しないこと。
 - (g) 以前にワーキング・ホリデー査証の発給を日本国政府から受けていないこと。
 - (h) 日本国において効力を有する法令によつて要求される十分な健康保険に加入すること。
 - (i) 犯罪経歴を有しないこと。
 - (j) 日本国に滞在する間、日本国において効力を有する法令を遵守する意図を有すること。
- 2 1の規定にかかわらず、日本国政府は、受理した個別の査証の申請を承認しない権利を留保する。

第二条

1 ラトビア共和国政府は、日本国に居住する日本国民に対し、当該日本国民が次に掲げる要件を全て満た

すときは、ワーキング・ホリデー制度に基づく長期査証を無償で発給する。

- (a) 主として休暇を過ごすためにラトビア共和国に入国する意図を有すること。
- (b) 長期査証の申請時の年齢が十八歳以上三十歳以下であること。
- (c) 被扶養者を同伴しないこと。
- (d) 有効な旅券及び帰国のための旅行切符又は当該旅行切符を購入するための十分な資金を所持すること。
- (e) ラトビア共和国における滞在の当初の期間に生計を維持するための相当な資金を所持すること。
- (f) 滞在終了時にラトビア共和国を出国する意図を有すること及び滞在する間に在留資格を変更しないこと。
- (g) 以前にワーキング・ホリデー制度に基づく長期査証の発給をラトビア共和国から受けていないこと。
- (h) ラトビア共和国において効力を有する法令によって要求される十分な健康保険に加入すること。
- (i) 犯罪経歴を有しないこと。
- (j) ラトビア共和国に滞在する間、ラトビア共和国において効力を有する法令を遵守する意図を有すること。

と。

- 2 1の規定にかかわらず、ラトビア共和国政府は、受理した個別の査証の申請を承認しない権利を留保する。

第三条

- 1 日本国政府は、ラトビア共和国の国民に対し、ラトビア共和国にある日本国大使館において、第一条に規定するワーキング・ホリデー査証を申請することを許可する。申請者は、必要な場合には、資格を決定するために当該日本国大使館の代表者による面接を受ける。

- 2 ラトビア共和国政府は、日本国民に対し、日本国にあるラトビア共和国大使館において、前条に規定する長期査証を申請することを許可する。申請者は、必要な場合には、資格を決定するために当該ラトビア共和国大使館の代表者による面接を受ける。

第四条

- 1 日本国政府は、第一条に規定するワーキング・ホリデー査証（有効なものに限る。）を所持するラトビア共和国の国民に対し、入国の日から一年以内の期間、日本国に滞在することを許可し、及び日本国にお

いて効力を有する法令に従い旅行資金を補う目的で休暇の付随的な活動として就労許可なしに就労することを認める。

2 ラトビア共和国政府は、第二条に規定する長期査証（有効なものに限る。）を所持する日本国民に対し、入国の日から一年以内の期間、ラトビア共和国に滞在することを許可し、及びラトビア共和国において効力を有する法令に従い旅行資金を補う目的で休暇の付随的な活動として就労を自由に行う権利を許与する。

3 1及び2の規定にかかわらず、各締約国政府は、この協定に基づいて査証を発給された者に対して自国の領域への入国を拒否し、又はこの協定に基づいて入国を認められた者を出国させる権利を留保する。

第五条

各締約国政府は、相互主義に基づき、他方の国の国民に毎年発給することができる第一条に規定するワーキング・ホリデー査証又は第二条に規定する長期査証の数を決定するものとし、外交上の経路を通じ、他方の締約国政府に対してこの数を通報する。

第六条

この協定の規定は、それぞれの国において効力を有する法令に従って実施される。

第七条

1 両締約国政府は、この協定の効力発生のために必要なそれぞれの国内手続の完了を書面により相互に通告する。この協定は、これらの通告が受領された日のうちいずれか遅い方の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この協定の解釈に関するいかなる紛争も、外交上の経路を通じて両締約国政府により解決される。

3 この協定の改正については、いつでも両締約国政府の間で交渉することができる。いかなる改正も、書面により行われる。

4 いずれの締約国政府も、公の秩序を理由として、この協定の規定の全部又は一部の実施を一時的に停止することができる。その停止は、外交上の経路を通じて他方の締約国政府に直ちに通告される。

5 この協定は、無期限に効力を有する。いずれの一方の締約国政府も、外交上の経路を通じ、他方の締約国政府に対して三箇月前までに書面による通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。

6 この協定の終了又はこの協定のいかなる規定の実施の停止の後においても、両締約国政府により外交上

の経路を通じて別段の決定が行われる場合を除くほか、各締約国政府は、他方の国の国民であつて、当該終了又は当該停止の日において、第一条に規定するワーキング・ホリデー査証（有効なものに限る。）若しくは第二条に規定する長期査証（有効なものに限る。）を発給され、又は第四条の規定に基づき当該締約国政府の国の領域に滞在することを許可されているものの入国又は滞在の要請について好意的な考慮を払う。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千二十二年十月十一日にリガで、ひとしく正文である日本語、ラトビア語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために

ラトビア共和国政府のために